

政令第三百七十五号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

第八十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第四条 法第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第

四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

附 則

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平

成二十七年法律第七十一号)の施行の日(平成二十七年十二月一日)から施行する。

理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例を設ける必要があるからである。